

各教科等における指導の充実・改善①

# 主体的・対話的で深い学びの 視点からの授業改善を軸とした 指導の充実・改善

学習院大学教授 秋田喜代美



## はじめに

学習指導要領の改訂を受けて、多くの学校が、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、学校ぐるみでよりよい授業のためにどうしたらよいか  
が探究されている。地域や学校、子供が置かれた状況や学年・内容に応じて、授業の方法は変わる。ただ一つの特定の指導法で改善ができるわけではない。そこに授業の奥深さがある。個々の教師、学年、学校がチームとなってこの探究を進めることこそが、最も重要である。優れた教師は二つのポケットをもっている

言われる。一つは、知識やスキルが入っているポケット。もう一つは、常にこれでよいのかと、よりよいものを問いつける探究のポケットである。しかし、ポケットにいくら知識やスキル、問いがあっても、それが実践として具体化されていく必要がある。

授業をより一層、子供主体としていくこと、意味ある対話を通して、子供たちがより深く学んでいくためには、授業や教室をシステムとして捉えることが重要である。

「時間・空間・人間」の三つの「間(ま)」という言葉がある。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にお

いて、時間、空間、人間関係や仲間関係という視点から、本稿では、これからの授業を考えていきたい。

## I 学習者にとって意味ある時間の質

### 1 単元

『小学校学習指導要領(平成二九年告示)解説 総則編』では、

一回一回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する

場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

とある。これからの授業では、カリキュラム・マネジメント、カリキュラムとしての単元の構想が重要である。そこにおいて、柔軟性や弾力性をもてるようなデザインにすることが求められる。詰め込みにならず、何がこの単元の重点か、その鍵の部分に時間をかけることが深く学ぶ保障につながる。単元名を子供視点の活動の名称で名付けると共に、子供の思考や理解が単元の中でどのように問われ、深まっていくのかを、子供からこんなつぶやきが出るのではという形で単元計画の中に書いている学校も増えてきている。つまり、単元の指導計画において、学習者視点で学びの道筋が明確に予想されていることが大切である。

また、計画したカリキュラムと実施したカリキュラムのずれを記録に残しておくことで、子供の経験からのカリキュラムから、次のカリキュラムの再構成へと

つながりとして学校もある。単元の中のどこでどのように子供を見取るのか、そのためにどこでどのような学びの見える化や表現を行うのかということを見える化や表現と共に形成的評価の過程からも考えていく必要がある。教師が進めるだけではなく、子供に委ねる時間、失敗やつまづきを許し丁寧を考えることで深める時間、ゆっくり思考する子供も自分のペースで安心して学べるための単元構成が大事なのである。

だからこそ、子供が選択できる部分や自分で探究できる時間を保障したい。主体的は、自発的も含まれるがそれだけではなく、自ら立てた問いや課題に粘り強く取り組み、やり遂げる経験が重要である。そして、その粘り強く取り組むための時間や支える仲間が大事になる。授業の中でそれらを全てカバーできなくても、「もっとこんなことを知りたい、どうなんだろう」という子供の学びの意欲の火が着火できている授業なら、子供たちは自ら学ぶことができ、放課後や休み時間でも、また家庭でも調べてみたり、友達と語り合ったりしている。

そして、それを教師や友達がその学びを聴き、認めてくれる場と時間があればよい。主体的というのは子供たちの方から見通しをもって取り組みたいことが生まれることで、対話が生まれ、学びが深まっていく姿である。

## 2 授業時間

単元と同時に、各授業時間が重要なのは言うまでもない。授業時数も重要だが、大事なことは学習時間の質である。

「授業の最初の10分を観ると、このあとかどのように展開するかが予想できる」と、ベテランの教師や助言者がよく言われる。それはそこで授業の雰囲気や教師と子供、子供間の関係や課題の質が見えるからである。授業が子供にとって学びがあるのか、意味ある時間になっているのかということをこれからの授業改善のために見る必要がある。教師がいくら工夫して教えたつもりであっても、子供一人一人にとって、考えなくなる課題と自分でも落ち着いて考えられる時間の保障が大切である。時計が示す客観的時間と、学習者が主観的に感じる学びの時間は異なる。「もう終わりなの、もっと

特集Ⅱ 「特別の教科 道徳」の指導と評価のより一層の充実

# 「特別の教科 道徳」の指導と評価のより一層の充実

堀田竜次

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官  
国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官

## はじめに

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育及びその要である「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」とする）は、令和六年度で全面实施七年目を迎えた。つまり、本年三月に小学校を卒業した子供たちは、一年生から六年生まで道徳科を学んだということになる。

この間、各学校においては、「小学校学習指導要領（平成二九年告示）」（以下、「学習指導要領」とする）の趣旨を踏まえ「考え、議論する道徳」への質的転換、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図っており、令和

三年度道徳教育実施状況調査においては、「教師の意識が高まった」九七％、「授業時数を十分確保して指導」九二・五％、「話し合いや議論が活発になった」八六・九％など、「特別の教科」化が目指した量的確保、質的転換の面で一定の成果が挙がっている。

一方で、道徳教育の更なる充実に向けた課題として、六割以上（都道府県・政令市では七六％）の教育委員会が「教師の指導力」を挙げるなど、指導力の維持・向上や研修機会等の充実が喫緊の課題であり、道徳科のよりよい実施に向けて、各種研修等の充実に加え、教科化以降の実践的知見の見える化・共有化を図る必要がある。

そこで本稿では、中央教育審議会答申や学習指導要領を基に改訂の経緯を再確認し、道徳科の指導と評価のより一層の充実に向けた方策等について論じることとする。

## 1 改訂の経緯

平成二六年二月に文部科学大臣より、道徳教育の充実を図る観点から、教育課程における道徳教育の位置付けや道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について検討するよう、中央教育審議会に対して諮問がなされ、同年三月から道徳教育専門部会を設置し一〇回に及ぶ審議を行い、教育課程部会、総会での審議を経

て、同年一〇月に「道徳に係る教育課程の改善等について」答申を行った。

この答申では、

- ①道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けること
- ②目標を明確で理解しやすいものに改善すること
- ③道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」（仮称）の目標の関係を明確にすること
- ④道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること
- ⑤多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること
- ⑥「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入すること
- ⑦一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実すること

などを基本的な考え方として、道徳教育について学習指導要領の改善の方向性が示された。

この答申を踏まえ、平成二七年三月二七日に学校教育法施行規則を改正し「道徳」を「特別の教科である道徳」とするとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学校・中学校学習指導要領の一部改正の告示を公示した。

この改正では、いじめの問題への対応

の充実や、発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどが示された。

## 2 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

学習指導要領第3章の第3の2には、次のように示されている。

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

道徳科においては、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を行う。こうした道徳科の特質を生かすことに効果があると判断した場合には、多様な方法を活用して授業を構想することが大切で

ある。道徳科の特質を生かした授業を行う上で、各教科等と同様に問題解決的な学習や体験的な学習等を有効に活用することが重要である。

### (1) 問題解決的な学習の工夫

道徳科における問題とは道徳的価値に根差した問題であり、単なる日常生活の諸事象とは異なる。道徳科における問題解決的な学習とは、ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の感じ方や考え方を確かめたりと、物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うことである。そして、最終的には子供一人一人が道徳的諸価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるようにすることである。

例えば、ねらいとする道徳的価値の理解を図る際に、その意義などについて考え、道徳的価値を実現することのよさは理解できるものの、人間としての弱さがあり、実現することが難しいという場合がある。このような課題について子供が自分の体験やそれに伴う感じ方や考え方を

# GIGAスクール構想で実現する 新たな学びのステージ

東北大学大学院教授 / 東京学芸大学大学院教授・学長特別補佐



堀田龍也

文部科学省  
特設ウェブサイト  
「StuDX  
Style」



## 1 GIGAスクール構想は 次のステージへ

令和五年度を振り返ると、多くの学校で一人一台端末やクラウドを活用した学びが広く実践されてきたことが大きな成果だと思えます。

令和六年度以降は、学校教育で育むべき資質・能力や、それを身に付けるための子供の主体的な学びを授業の中でどのように展開していくか、各教師が改めて考えることが重要になってくると考えます。また、そのような学びの実現に向けて、教師だけでなく、各教育委員会の指導主事等が「授業観の転換」を図り、授業改善をいかに進めていくかを考えることが重

## 2 先進事例から意義や 本質を見いだす

要だと考えます。学校教育に関わる全ての人がそれぞれの立場で、これまでの取組を踏まえながら、新しい技術を子供たちの学びのために取り入れる意義や必要性を理解することにより、学習指導要領で目指す学びを実現していかねればなりません。一人一台端末やクラウドを活用することが、学習環境の基盤として「当たり前」になり、授業改善が繰り返されることで、GIGAスクール構想が次のステージに進んでいきます。

学習指導要領で示された各教科等で育成を目指す資質・能力とともに、学習の基盤となる資質・能

力の一つである情報活用能力を身に付けさせていくためには、一人一台端末が導入された意義を的確に捉えることが大切になります。先進的に取り組んできた学校の事例を参考とする場合、なぜ一人一台端末を使うのか、その背景にある考え方やその本質は何かなどを一つ一つ考え、これまでの授業観に固執せず、各教師が自らの授業を改善し続けていく姿勢が必要です。子供にどうなってもらいたいのか、教師の役割は何かを改めて考えることが重要なことです。事例とともに、その前提にある考え方やその意義が共有されてこそ、GIGAスクール構想は新たな学びのステージに進んでいくと考えます。例えば、事例の一つとして、リ

コーダーの学習場面について考えてみましょう。ある学校では、学習した曲を吹く自分の動画を撮影しています（写真）。この事例では、子供自身が納得したものを動画でクラウドに提出します。一人一台端末の活用により、子供は単元の目標を踏まえて、客観的に自



写真 リコーダーを一人一台端末で録音している子供の様子

分のパフォーマンスを確認できたり、自分のペースやタイミングで繰り返し繰り返し直したりして、提出できます。また、自分が納得いくように何度も粘り強く取り組んだり、頑張ったりした成果を教師や友達に見てもらえるというような心理的な安心も保障されています。さらには、演奏の動画や録音をポートフォリオのように蓄積し、子供が学習の振り返りに活用することもできます。このように、様々な事例をハウツーとして取り入れるだけではなく、子供の目線で授業や学習活動を見直すことで、主体的な学びにつながる本質を見だし、授業のどのような場面で取り入れられるかを検討していくことが大切なことなのです。

### 3 子供が主体となる 学びに向けて

一人一台端末やクラウドを活用し、不断の授業改善を進めている学校の授業では、一人一人の子供に何をどのように学ばせたいかを委ねられ、子供が学び方を自己決定している場面によく出会います。そこ

では、主体的に学ぶ子供の姿からも、学習指導要領が目指す「学びに向かう力」の育成がなされ、生涯を通して自ら学び続けるための土壌が培われていると感じられます。活用がだんだん進んできた学校では、こうした学習活動を進めたいと考えることがあると思います。ただし、一足飛びでこのような学び方を実現させることは不可能です。年間を通して、子供に寄り添いながら少しずつ学びを委ねていくことが必要になるでしょう。

例えば、一学期の始めには、学級の子供たちの情報活用能力がどの程度まで育っているかを確認することからスタートするとよいと思います。その見取りに応じて、活用がまだ苦手な子供に寄り添いつつ、繰り返し活用しながら少しずつ子供に学習を委ねていきます。一学期が終わる頃の目標として、「学びの深まりはまだ足りないけれど、ある程度自分たちで学べるようになった」というところを目指していくとよいのではないのでしょうか。そして、夏季休業中には、身に付けたことを発揮でき

るような課題を設定することも考えられます。二学期には、活動をより充実させ、様々な教科等で一人一人が個性を出しながら学習を進められるようにします。二学期後半には、子供が自分で学べるようになるとういことです。三学期には、次の学年や中学校で自分ができるように学んでいくか、あらゆる教科等の学習場面と世の中や自分の人生とがどのようにつながっているかなどを考えられるとういと思います。

### 4 リーディングDX スクール事業の活用

令和五年度から、文部科学省では、「リーディングDXスクール事業」が進められています(図)。全国で約二〇〇校を指定し、一人一台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務DXを行い、全国に好事例を展開するための事業です。本事業の指定校にお

いては、全国をリードしていく学校として、うまくいったことだけではなく、実践に至るまでにどのような難しさや失敗があり、乗り越えるためにどんな工夫があったかなども含めて、取組の共有を行ってほしいと思っています。

なお、次号以降では、リーディングDXスクール事業の指定校の取組を紹介していく予定と聞いています。それらの取組も参考にしながら、各校における「新たな学びのステージ」への挑戦が広がっていくことを期待しています。

(ほりた・たつや)

図 文部科学省リーディングDXスクール事業Webページ (<https://leadingdxschool.mext.go.jp/>)



# 幼児教育

## 解説

### 令和六年度 幼児教育の理解・発展推進事業 都道府県協議会 協議主題解説

文部科学省初等中等  
教育局幼児教育課

#### 令和六年度幼児教育の理解・ 発展推進事業の概要

本事業は、各都道府県において、幼稚園教育要領に加え、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針（以下、「3要領・指針」とする）等、幼児教育に関する内容、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼児教育の振興・充実を図ることを趣旨とする、文部科学省事業の一つである。

- て、次の(1)を実施するとともに、地域の実情に応じて(2)から(5)を適宜追加して実施することとしている。
- (1) 幼児教育に関する専門的な講義や研究協議等
  - (2) 園長等に対する幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等
  - (3) 保育技術についての専門的な講義や研究協議等
  - (4) 幼児教育アドバイザー等に対する園への助言等に関する専門的な研究協議等
  - (5) その他、各都道府県において地域の

実態等を踏まえ、必要に応じて設定した課題に関する研究協議等

文部科学省では、このうち(1)について、令和六年度から七年度の二年間で取り組む協議主題として、「幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について」を提示している。

令和五年二月に中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会において取りまとめられた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」（以下、「審議まとめ」とする）において

は、五歳児から小学校一年生の二年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、〇歳から一八歳までの学びの連続性に配慮しつつ、架け橋期の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要である旨が示された。そして、架け橋期の教育の充実のために、幼児教育施設や小学校、地方自治体の教育委員会・保育担当部局など、子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働することが求められている。

「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」については、令和四年度から五年度においても共通協議主題として設定しており、各都道府県における協議が深まっているところであると考えているが、幼保\*1小の関係者によるこうした連携・協働の機会が持続的なものとなり、更なる教育の充実が図られるよう、今回、「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」について、引き続き、協議主題として設定した。

都道府県協議会の実施に当たっては、協議主題の趣旨・内容を踏まえ、保育所や認定こども園、そして小学校の担当部局と引き続き一層の連携を図り、効果的な実施となるよう配慮いただくことも

に、参加対象の方々が広く参加できるように配慮いただきたい。その際、設置形態や施設類型等により、馴染んできた用語等が異なること等にも配慮し、参加者が協議主題について共通理解の下、協議を深められるように工夫をすることが大切である。

※ ※

ここからは協議主題における協議の視点について、主に審議まとめの関連箇所を引用（一部要約）しながら解説を行うが、各都道府県においては、文部科学省ホームページで公開している「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」や幼保小の架け橋プログラム事業の委託先である一九の自治体のモデル地域の中間成果等の資料も参考にしながら、協議を深めていただきたい。3要領・指針に則り積み重ねてきた地域の幼児教育施設\*2の取組を核としながら、都道府県全体で教育の一層の充実が図られることを期待している。

### ◆協議主題 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について

3要領・指針及び小学校学習指導要領には、幼児教育と小学校教育の円滑な接続について、それぞれ明確に示されていることは周知のとおりである。幼児教育の成果が小学校教育につながることで、子供の発達と学びが連続するようにすることが大切である。

#### 「協議の視点①」

#### 幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進

\*幼保小の先生が互いの教育内容や指導方法、教育の連続性・一貫性についての理解を深め、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を実現するためには、幼児教育施設間や幼児教育施設と小学校間において、どのような連携・協働を進めていくことが考えられるか。また、その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けては、幼保小の先生方の相互理解を深めることが欠かせず、そのための幼保小の連携・協働の重要性については、審議まとめにおいて次のように示されている